

「兵庫県動物愛護センターの違法殺処分」

殺処分の根拠資料（狂犬病予防法、動物愛護管理法、遺失物法、環境省告示）

作成 THE ペット法塾代表 弁護士 植田勝博

第1 殺処分の法的根拠—狂犬病予防法

兵庫県動物愛護センターの殺処分は法律の根拠がなく違法である。犬猫の殺処分を認めるのは狂犬病予防法しかない。

1 狂犬病予防法、「通常措置」、「抑留」、「処分」（参考：「犬・猫行政殺処分の法的論点の整理」（今泉友子早稲田法学87巻3号(2012)））

1950年（昭和25年）に「狂犬病予防法」（1950年8月26日法律247号）が制定された。「狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的」とする。

法律は、犬の所有者に具体的な防疫措置として、通常措置と狂犬病発生時の「緊急時の措置」を規定する。

通常措置は、登録義務（第4条）、予防注射（第5条）、鑑札と予防注射済証を犬に着けておく義務（第4条3項・第5条3項）などである。

都道府県知事は、登録、鑑札、予防注射を受けない、注射済票を着けていない犬は「抑留」をする（第6条1項）。生後90日以内の犬は狂犬病に罹患しない（免疫力）しないので抑留の対象とならない（狂犬病予防法第6条）。

予防員は、犬を抑留した際に、所有者の知っている犬は所有者に犬を引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていない犬は、市町村長は、通知を受けた際、その旨を2日間公示しなければならない（第6条8項）、その公示期間満了の後一日以内に所有者から申し出もなく、その犬が引き取られないときは、政令の定めるところにより、予防員は、その犬を「処分」できる（第6条9項）。「抑留」と「処分」については殺処分を含まない。殺処分をしてはならない。

(1) 狂犬病予防法の「緊急措置」の殺処分

① 獣医師および所有者の、狂犬病にかかった犬等、その疑いのある犬等、これら

の犬等に咬まれた犬等が認められた際の届出義務（第8条）、隔離した犬について、予防員の獣医師が許可した場合に殺処分できる（第9条・第11条・第14条1項）（解剖のため）予防員は、政令の定めるところにより、病性鑑定のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、犬等の死体を解剖し又は解剖のために、狂犬病にかかった犬等を殺すことが許されている（第14条1項）。

但し、隔離された犬等は、予防員の許可なく殺してはならない（第11条）

- ② （薬殺）狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要がある場合に限り、抑留が著しく困難であるときは、区域及び期間を定めて、繫留されていない犬を薬殺させることができる（第18条の2）

(2) 狂犬病予防法の殺処分の限定

狂犬病予防法は、殺処分をすることは、狂犬病が発生した状況での緊急の場合で、上記の二つの場合に限定される。生後90日以内の犬は狂犬病に罹患しない（免疫力）ので抑留や殺処分の対象とならず、狂犬病予防法の枠外である。

- (3) 上記によれば、狂犬病に罹患しないことが明らかな犬、即ち、免疫力ある生後90日以内の犬や狂犬病予防注射を受けて犬は抑留や殺処分の対象とならない。

また、狂犬病予防法では、抑留処分と、殺処分は明確に分離がされている。

- (4) 1956年（昭和31年）以降、日本の狂犬病の発症はない。

2 犬の引取業務が狂犬病予防法から動愛法へ。猫の引取業務を動愛法に追加

1954年（昭和29年）改正狂犬病予防法（昭和29年法律第80号）において、行政の引取り義務を規定した（第5条の2）。

1973年（昭和48年）に「動物の保護及び管理に関する法律」（法律第105号）（動物保護管理法、以下「動管法」と言う。後の動愛法）が制定されたが、その制定時に、狂犬病予防法の引取業務規定は削除されるとともに、犬の引取規定は動管法に規定された。

その際に猫も引取動物とされた。

- (1) 狂犬病予防法違反の殺処分規定があるが、動管法、動愛法には殺処分規定はない。

- (2) 狂犬病予防法では猫は除かれており、殺処分規定はない。動愛法には殺処分規定はない。

第2 動物愛護管理法（動愛法）

1 行政の犬猫の取り扱い—動愛法

- (1) 1973年（昭和48年）に「動物の保護及び管理に関する法律」（法律第105号）（動物保護管理法、以下「動管法」と言う）が制定された。

その制定時に、狂犬病予防法の引取業務規定は削除されて、犬の引取規定は動管法に規定された。その際に猫も引取動物とされた。狂犬病予防法では猫は除かれており、殺処分規定はない。

- (2) 動管法の立法趣旨と経緯

動管法は「動物の虐待の防止、動物の適正な取扱い」を目的としていた。

動管法の立法は、イギリスの大衆紙に日本の「狂犬病予防法」による犬の捕獲・収容・処分と、実験動物の取扱いが動物虐待にあたるとして報道され、「動物福祉のない日本」への欧米からの非難が高まり、国際的な圧力の下で動物福祉のための法律として規定された。

動管法は、動物福祉の法律が目的であった。犬猫の殺処分規定はない。

- (3) 改正動愛法（動管法）の立法趣旨と経緯

1999年（平成11年）「動物の愛護及び管理に関する法律」（法律第221号）」の改正がされ、法律の名称を変え、基本原則において「動物が命あるものであることにかんがみ」、「人と動物の共生に配慮しつつ」という文言を追加し、動愛法の基本原則は、動物の命と、人と動物の共生とされた（第2条）。

改正の背景は、1997年におきた神戸連続児童殺傷事件において、犯行前からの少年の動物へのみだりな殺傷と人間への残虐な殺傷との関連性が指摘された。

犬猫などの愛護動物（動愛法44条）は、人の所有の有無に関わらず、①みだりな殺傷、②虐待、③遺棄の動物犯罪は、当初罰金であったものが、2012年（平成24年）改正においては①は2年以下の懲役・200万円以下の罰金、②、③は1

00万円以下の罰金である。2019年（平成31年）6月の法改正で、①の犯罪は5年以下の懲役・500万円以下の罰金、②、③の犯罪は1年以下の懲役・100万円以下の罰金と急速な重罰化がされてきた。

動物の命と人と動物の共生を基本原則とする動物犯罪の法益は、人の権利ではなく、人の所有、占有の有無にかかわらず犬猫等愛護動物に対する犯罪として取締り、犬猫等の命を守り、動物保護、福祉の確保をすることを目的とする。

(4) 動愛法と殺処分ゼロ

動愛法は同法35条で「処分」の規定をするが、行政の義務として、所有者探し、広く譲渡募集をする、と規定する（35条4項）。同法には殺処分規定はない。狂犬病予防法は、上記の通り、「処分」には殺処分を含まない。

行政の犬猫の引取義務（同条1項、3項）については、動物取扱業者の引取、動愛法7条等の所有者、占有者、犬猫等動物取扱業者には「終生飼養義務」があり、「引取らないことができる」と規定し（政省令で更に具体化）、平成24年動愛法改正での衆参院付帯決議では、行政殺処分をゼロとすること、同8項において、「殺処分目的の野良猫は行政は原則として引き取ることはできない」と規定する。

上記2012年（平成24年）法改正により、神奈川県など法律の趣旨に従った都道府県等自治体は殺処分ゼロを達成している。

動物愛護センターの大量な犬猫を引取りと殺処分は上記動愛法に明らかに違反する。動愛法に違反するみだりな殺傷の犯罪の行為と言える。

第3 遺失物法

1 動物愛護センターの遺失物法違反

- (1) 上記の通り、旧「遺失物法」において、1条2項によって警察署長に届出をした動物の場合は14日間、当該警察署の掲示場に掲示して公告をし、公告後3ヶ月後に所有者が現れないときは拾得者が権利を取得する（民法240条）。即ち、所有者不明動物犬猫が警察署に「遺失物」として届けられると、最低14日間+3ヶ月間の猶予が与えられていた。

拾得した犬又は猫を警察署長に提出をせず動物行政窓口（動物愛護センターなど）にすることができることとなった（遺失物法4条3項）。つまり、これにより、所有者の判明しない犬や猫が拾われた場合、「警察署では動物の飼養や保管に関して専門的な知識を有する職員がいないこと、あるいは専門の施設を有していないというようなことから、むしろ都道府県等において、こうした犬や猫を取り扱うこととした方が動物の愛護の観点から見て適正である」（国会説明）として動物愛護のために改正がされた。

ところが、これまでの遺失物法では、最低14日間+3ヶ月間の殺処分猶予期間（民法240条所有者権喪失時期）が、行政においては、公示期間を含めた殺処分までの期間が4~7日と極端に短縮された。これは改正遺失物法の立法趣旨に明らかに反して違法である。

「遺失物法」それ自体は、遺失物の拾得、所有者への返還に係わる手続きを定めたものであり、行政の遺失物法の立法趣旨に反する殺処分行為をし、所有者の権利を残存させたまま殺処分がされることは、所有者の動物の権利を否定した形で殺処分をするとの違法状態をもたらしている。

兵庫県動物愛護センターにて、所有者探しや譲渡募集をせず、動物の生きる機会を奪うだけではなく（みだりな殺傷）、所有者のいる犬猫の所有者の権利（憲法財産権、民法所有権）を奪い、家族と共生する動物の命を奪うものであり、兵庫県の各警察はセンターのこの不法、犯罪の行為を容認して共同して行為がなされている。

動物愛護の目的で改正されたのが、実は、立法趣旨に反して殺処分をする結果を招いている。これは遺失物法の立法趣旨に反する違法である。

第4 動物愛護センターの告示違反一平成25年8月30日環境省告示第86号

「兵庫県動物愛護センターの殺処分の根拠は環境省告示である」とする。

しかし、告示は法律ではない。また、告示の名称は「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」である。動物愛護センターの殺処分は告

示にも違反している。

告示の内容は次の通りである。下線を引いた部分が告示の骨子である。*印は動物愛護センターの告示違反の行為である。

記

「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第35条第1項本文及び第3項の規定による犬又は猫の引取り並びに法第36条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物及び動物の死体の収容に関する措置は、次によるものとする。（アンダーラインはセンターの告示違反。*参照）

第1 犬及び猫の引取り

- 1 都道府県等（法第35条第1項本文に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又は猫の引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、引取りの場所等について、住民への周知徹底に努めること。また、都道府県等は、この引取り措置は、緊急避難として位置付けられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取り又は引取りの拒否を行うように努めること。

*犬猫の引取とは「緊急避難」（刑法37条）（他に取る方法がないとき）の際しか認められない。基本は引取拒否である。

- 2 都道府県知事等は、所有者から犬又は猫の引取りを求められたときは、終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底を図る観点から、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあっては、法第35条第1項ただし書の規定に基づき、引取りを行わない理由を十分説明した上で、引取りを拒否するよう努めること。ただし、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する

必要な助言を行った上で引取りを行うこと。

- 3 遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第3項では、同条第1項及び第2項の規定について、法第35条第3項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、これを適用しないこととされていることを踏まえ、都道府県知事等は、都道府県警察との間で協力体制を構築すること。

* 遺失物法は、遺失物の所有者の権利、拾得者の権利を保護する。告示を持って所有者の権利を奪うことはできない。

* 警察の遺失動物の受取と行政の遺失動物の受取の関連は、遺失動物についての遺失物法の改正は「動物飼養に手慣れた行政の方が、動物管理に手慣れない警察よりも動物保護、愛護につながる」との理由（国会での理由説明）からである。

動物愛護センターの場合、警察の2週間に対してセンターは引取当日に過半数を殺し2日間（犬は5日）でまともな所有者探しはしない。また、犬猫の保護については、動物管理に手慣れない警察の2週間で餌と散歩で慣れて譲渡がされていたのに、センターでは、警察からの引取を含めて、即日殺処分、所有者探しは猫2日間だけ、犬5日間だけ。犬猫は、殆ど、4日間～7日間で殺処分している。遺失物法改正の立法趣旨に反する。

所有者不明犬猫の遺棄犯罪の捜査協力は、センターでは犯罪の警察への届出はしない。ゼロの状況にあった。遺棄犯罪の犯罪者は野放しで、守られるべき犬猫が即日殺処分、4日～7日間で殺処分される。

動物愛護をすべきセンターが、「動物殺処分センター」と言われる所以である。

- 4 都道府県知事等は、法第35条第1項本文又は第3項の規定により引き取った犬又は猫について、引取り又は拾得の日時及び場所、引取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付されている情報等）を台帳に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該台帳に記入した事項を通知するとともに、

病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第8項の規定に準ずる措置を採るよう協力を求めること。ただし、他の法令に別段の定めがある場合を除き、明らかに所有者がいないと認められる場合等にあつては、この限りでない。

*動物愛護センターにおいて「所有者探し」をする犬猫は、即日殺処分を免れた3割から4割しかされない。しかも、迷子公示の情報は、写真と「雑種」などのわずかの情報しか出されず、その期間はたった2日間（犬5日間）で、実質、所有者が迷子犬猫を見つける時間は殆どない。従来、迷子になった地域の保健所または警察で尋ねて返還率も高かったが、極めて、遠距離、不便なセンターで犬が収容されていると認識する人は極めて少ない。これが、従来2週間の警察であったのが、どこにあるか分からないセンターで、たった2日間の公示を見る人などは奇跡に近い。しかも、2日間は、センターが土日にかかるときは問い合わせにも応じない。「所有者探し」は実質皆無である。センターには、迷子を所有者に戻す意思もなく、殺処分目的で、闇で殺処分をしている。センターの捕獲場所に近い愛護者が、センターから譲渡を受けて近隣に所有者探しのチラシをしたところ、所有者がチラシを見て戻された例もある。センターは体裁だけの所有者探しの手続をするが基本的に所有者に戻す姿勢は皆無で、殺処分目的の行政である。また、「明らかに所有者がいないと認められる場合等にあつては、この限りでない。」とするが、行政が勝手に所有者がいなしとの判断をすることは基本的に所有権の侵害となる。また、所有者がいなしと認められるときは遺棄罪を想定するが、遺棄犯罪の捜査の警察への通報が必要である。しかし、センターでは基本的に警察への捜査依頼はせず、犯罪者を保護している。被害者の犬猫を殺処分、証拠隠滅をしている。

5 都道府県知事等は、法第35条第3項の規定により引き取った犬又は猫について、マイクロチップ等の識別器具等の装着又は施術の状況について確認するように努めること。ただし、識別器具の装着ができないと考えられる幼齢の犬又は猫については、この限りではない。

6 都道府県知事等は、法第35条第1項本文又は第3項の規定により引き取った犬

又は猫について、必要に応じて治療を行うこと。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与え、若しくは長引かせる結果になる場合等、死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合にあっては、この限りでない。

*動物愛護センターの殺処分は、鼻水、目やに程度の状況を理由のみで殺処分をしている（センター致死処分等診療記録票）。動物愛護センターの殺処分審査書類は、何かの体調不良のみで殺処分決定がされ、明らかに同告示に反する。悪意の殺害行為がされている。

第2 負傷動物等の収容

- 1 法第36条第2項の規定による動物及び動物の死体の収容は、都道府県知事等が、施設の収容力及び構造並びに人員の配置状況、当該地域における疾病にかかり、若しくは負傷した動物（以下「負傷動物」という。）又は動物の死体（以下「負傷動物等」という。）の発生状況等を踏まえ、法第44条に規定する愛護動物のうちから適切に選定して行うように努めること。
- 2 都道府県知事等は、法第36条第2項の規定による通報があったときは、公共の場所を管理する者等関係者の協力を得て、負傷動物等を迅速に収容するよう努めること。
- 3 第1の3から6までの規定は、都道府県知事等が負傷動物等を収容した場合について準用する。

第3 保管、返還及び譲渡し

- 1 都道府県知事等は、犬若しくは猫を引き取り、又は負傷動物を収容したときは、その健康及び安全の保持等を図る観点から、構造等が適正な施設及び方法によって保管すること。
- * 負傷動物（「負傷を負って苦痛にあり、治療をしても直る見込みが無く苦痛を除くための殺処分」）の犬猫について、センターが、治療をして殺処分をしない例は殆ど皆無である。そもそも、通常の家畜動物の犬猫について、過半数（住民訴訟では平成28年約半年で7割～8割）を引取当日に殺処分している。

- 2 都道府県知事等は、殺処分がなくなることを目指して、施設に保管する犬、猫等の動物（以下「保管動物」という。）のうち、所有者がいると推測されるものについては公報、インターネット等による情報の提供等により、また、標識番号等の明らかなものについては登録団体等への照会等により、当該保管動物の所有者の発見に努めること。
- 3 所有者がいないと推測される保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物及び所有者の発見ができない保管動物について、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。
- 4 保管動物の飼養を希望する者の募集は、近隣の都道府県知事等との連携を図りつつ、できる限り広域的に行うように努めること。この際、保管動物に関する情報の提供については、インターネット等の活用により広域的かつ迅速に行われるように努めること。
- 5 保管動物の譲渡に当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。また、飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合にあっては、適切に届出がなされているか等について確認を行うこと。
- 6 施設における保管の期間は、できる限り、保管動物の所有者、飼養を希望する者等の便宜等を考慮して定めるように努めること。
- 7 保管動物の飼養を希望する者の募集、保管動物の譲渡し後の飼養の状況を確認するための調査等の業務については、必要に応じて動物愛護推進員、動物の愛護を目的とする団体等との連携を広く図りつつ行うように努めること。
- 8 保管動物の所有者及び飼養を希望する者の便宜を考慮して返還及び譲渡しを行う場所等の指定を行うとともに、それらについて周知に努めること。

第4 処分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処

分とする。

- * 兵庫県センターは上記の告示内容について、最後の「殺処分」のみを根拠とする。即ち、根拠の告示の内、動物を生かすべき責務は基本的に全て遵守せず、踏みにじっている。

第5 センターの業務の実体は次の通りである。

① 引取動物の隠蔽と動物殺処分行為

2020年1月16日現在のセンターのホームページの収容動物情報は次の通りである。

「 収容動物情報

兵庫県動物愛護センター、支所で収容している犬・猫の情報を提供しています。掲載されている情報は迷い犬・猫を探している飼い主に返還するための情報提供です。譲渡を希望される場合は、犬・猫の譲渡をご覧ください。」

この「収容動物情報」は、いわゆる「迷子公示」である。

これは、過半数の動物を即日殺処分がなされた後の生き残った犬猫だけの所有者探しで、唯一、社会に存在を知らされ生きる機会が与えられる唯一の機会である。センター職員は、動物にとって僅かの生き残りの機会について、上記動物の引取方法は説明をせず、希望者には拒絶的対応しかせず、譲渡妨害をしてこれを潰している。残酷極まりない。

センターは、「迷子公示は譲渡する犬猫ではない。」と言って拒否をする。

膨大な犬猫を引き取り、譲渡希望者には「譲渡犬猫は存在しない」との説明をして、抑留、ないし引き取りをした動物を開示しない。

また、「迷子公示」などでセンターに犬猫がいることを知った人が犬猫を見せて欲しいと言っても、基本的に、センターでは「所有者と引取希望者以外に見せることはしない」と言って拒否、隠蔽をしている。譲渡希望者に対して、センターは「犬猫はいない」、「見せない」、「譲渡募集はしない」として、犬猫の殆どを隠蔽して、譲渡の拒否をして殺処分をしている。センター職員は「センターは動

物を殺すところです」と答え、県民からは「愛護」センターというのは県民を欺く名称である、との批判を長く浴びている。

② 譲渡の妨害をするセンター

センターの職員の説明は次の通りである。

「この犬は飼えない。生きるより殺される方が幸せです」、「殺すことが犬のためです」、「法律に基づいて殺処分しています」、「一旦行政が決めたことで変えることができません。」、「ご意見は参考として伺っておきます」との回答をする。

センターは、譲渡希望者に対して「私達、獣医師が判断をしている。生きさせるのは可哀想だ」との説明を繰り返して譲渡の拒否を一般にしている。複数の職員は、疑義を述べる県民に対して、正直に、「センターは殺処分をするところで、動物愛護をし生かすところではない」との一般的説明がなされている。

センターは、所有者不明犬猫の返還意思も、譲渡をする意志も一切認められない。センターは、生かす言動はなく、殺処分を目的とする業務をしている。

③ センターは「啓発動物」というが、これはありえない。犬猫はオモチャや人形ではない。感受性ある犬猫は、信頼の形成が必要である。殺処分決定された犬猫は餌と散歩で数日から10日程度で安心できれば家庭動物として共同生活をする。警察でも2週間程度の餌と散歩で譲渡処分をしてきた。センターは、引取即日に、初めての職員のテストで、不安、恐怖、怯える、退く、吠えるなど感受性ある動物ならば当然の行動について、このような一般的な家庭動物を、通常、存在しない「啓発動物・啓発譲渡」を目的とするといって全部殺す。現実に生きている普通の犬猫を殺害するのが兵庫県センターである。人倫に反して残酷極まりない。

殺すための啓発譲渡で、健康な犬猫も「推定8歳以上」の判定で殺処分する。

動物を殺すことのみを目的とする異常な殺害センターである。

センター職員は、このような犬猫の特性に全く無知で、馴らす技術を欠き、また、悪意の殺処分をする異常な資質の行為である。動物を取り扱う資質も技量も全く欠いている。

④ センターの県民への欺き

兵庫県井戸知事は、「噛みつくなどやむをえないときのみ殺処分をする」と選挙で言って欺いてきた。

「啓発譲渡」のネット公示に殆ど犬猫が出てこず、「兵庫県センターには譲渡する犬猫は存在しない」との説明を受けてこれを信じている人達は少なくない。

センターは、殺すことが基本、当たり前とし、生かすことを極めて例外的に位置づけている。そして譲渡妨害がされている。

センターは動物殺処分しかなく、所有者の権利も、犯罪者の犯罪も一切無視し無法の状況にある。

所有者不明犬猫は、迷子か遺棄かである。野生犬猫は人馴れしていないだけで人馴れをすれば家庭犬猫になると言われる。迷子犬猫は所有者の権利で、その殺処分は権利の侵害、器物損壊罪、遺棄犬猫は遺棄罪の犯罪捜査が必要であるが警察への通報はしない。被害者というべき法律で保護されている犬猫を殺害し、犯罪者は野放しで証拠の動物を毀棄する証拠隠滅をしている。基本的には、法律の遵守は一切認められない。無法と言うべき行為がされている。

センターの、「譲渡判定落ちは全て殺処分」の行為は、「動物を生かすため」の動愛法、告示に背き、わずかな「啓発譲渡」以外の一般の犬猫の殺害をし続ける。法治国家において許されない。

- ⑤ 全ての収容動物は生きる権利を持っている（動愛法44条1項）。全ての収容動物に生きる機会を与えること（収容動物の全頭の譲渡募集）、センターが動物の生きる機会の提供をすること、即ち「シェルター」（動物保護施設）が本来の業務（神奈川県など）である。兵庫県動物愛護センターは、これ以上のみだりな殺傷の犯罪を続けるべきではない。